

十条台キャンパス休講基準等

学生便覧該当部分抜粋

E. 休講・補講

a. 休講

授業担当教員のやむを得ない理由で休講になる場合は、事前に休講通知を1号館1階 掲示板および Web 掲示板で通知します。

b. 補講

授業が休講となった場合は、補講を実施します。補講日は、1号館1階の掲示板で通知します。

F. その他

a. 交通機関の運行停止、気象警報等発表時の休講について

十条台キャンパス（大学・大学院、短期大学）における交通機関の運行停止、気象警報等発表時の休講措置については、原則として次のとおりとします。

1. 交通機関の運行停止が発表（JR 東日本ホームページ）された場合の休講措置

7：00 時現在	JR 埼京線（十条駅を含む区間）、JR 京浜東北線（東十条駅を含む区間）のすべてが運行停止 の場合	1・2 時限目の授業等を休講とする
	上記交通機関のいずれかが運行を再開している場合	平常どおり授業等を実施する
10：00 時現在	上記交通機関のすべてが運行停止の場合	当日の授業等をすべて休講とする
	上記交通機関のいずれかが運行を再開した場合	3 時限目から授業等を開始する

2. 台風などの接近に伴い東京都北区を含む地域に「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表（気象庁ホームページ）された場合の休講措置

7：00 時現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	1・2 時限目の授業等を休講とする
10：00 時現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	当日の授業等をすべて休講とする
	上記警報のすべてが解除された場合	3 時限目から授業等を開始する
12：00 時現在	「大雨警報」、「大雪警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかの警報が発表されている場合	3 時限以降の授業等を休講とする

3. 午前 7 時現在、「大雨特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」のいずれかが発表された場合は、当日の授業をすべて休講とする。

4. 休講の決定や授業の開始については、大学（大学院含む）・短期大学ホームページ に掲載する。

5. 授業が行われる場合においても、自宅地域において洪水警報及びその他の警報が解除されていない場合や安全でないと判断される場合は、無理をせずに待機すること。

この理由により授業に欠席や遅刻となった場合は、速やかに「欠席届」を授業担当教員に提出

すること。

6. 授業が休講になった場合、補講等を実施する。

7. 「授業等」とは、試験および行事などを含む。

b. 交通機関のストライキについて

交通機関のストライキの場合は、前項の基準を準用します。

c. 連絡事項について

連絡事項は、すべて掲示板に通知しますので、よく注意して見てください。

尚、上記以外で全学的に授業を行うことが著しく困難となる事態が発生、または発生しうると予測される場合、臨時に休講（校）とする場合があります。

以上